



4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 安藤 弘司	2 佐藤 輝美		4 北谷 昭一
5 井上 靖	6 澤口 久美	7 和田 利弘	8 千葉 実
9 山崎 幸一	10 久保 拓也	11 渡辺 健一	12 中原 秋美
	14 秋葉 宏之	15 花木 慶喜	16 松田 和浩
17 島田 宗央	18 追永 直哉		20 高久 輝喜
21 羽田 雄一	22 三澤 実	23 藤井 和人	24 松下 眞二
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
3 松橋 聡      13 井上 豊      19 姉崎 淳一			
6. 事務局			
事務局長 吉松 智弘      主 事 野村 亮太			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和6年第6回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、22名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行いません。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、2番 佐藤委員及び4番 北谷委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和6年5月21日に開催されました、令和6年第5回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>5月28日(火)東京都千代田区、国会議事堂において、オホーツク農業委員会連合会視察研修が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>5月28日(火)東京都千代田区、星稜会館において、北海道選出国會議員要請集会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>5月28日(火)東京都中央区において、オホーツク農業委員会連合会独自要請行動が行われ、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>5月29日(水)東京都文京区、文京シビックホールにおいて、令和6年度全国農業委員会会長大会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>6月7日(金)北見市、北見プラザホテルにおいて、令和6年度オホーツク女性農業委員の集いが開催され、これに澤口委員、中原委員が出席しております。</p>

<p>議 長</p>	<p>6月18日(木)令和6年度第2回湧別町議会定例会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>本日、令和6年第6回湧別町農業委員会総会を開催しております。以上活動状況の報告といたします。</p> <p>日程第4、報告第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書2ページをご覧ください。報告第1号、農地法第3条の規定により、別紙の者より農地の所有権移転の許可申請の提出があったので、同法同条の規定に基づく許可書の交付について、湧別町農業委員会会議規則第18条第2号の規定により、専決処分を行ったので報告するものです。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。本件につきましては、令和6年第2回及び第3回総会において買受適格者証明発行の可否のご審議頂いた農地につきまして、この度、競売が終了したことにより、最高価買受申出人に対し、農地法第3条に基づく許可証を発行いたしましたので報告するものです。</p> <p>内容についてご説明します。1番、譲受人、緑町、〇〇〇〇、東1112番1ほか4筆、面積合計67,427㎡、落札金額は8,110千円です。 (別紙資料1、2ページにより位置説明)</p> <p>続きまして2番、譲受人、芭露、〇〇〇〇、福島485番地ほか10筆、面積合計107,013㎡、落札金額は10,830,303円です。 (別紙資料3ページにより位置説明)</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>これで質疑を終わります。これで報告第1号を終わります。日程第5、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の4ページをご覧下さい。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において1件提出されており</p>

	<p>ます。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の5ページをご覧ください。その1、証明願出人、所有者ともに江別市、〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが、西芭露392番1外2筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は7,532㎡で、利用状況は雑種地、宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は佐藤委員、井上豊委員、島田委員でございます。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の6ページをご覧ください。議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について、別紙のとおり農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い同法第18条第4項及び第6条の規定により通知があったので、議決を求めるものです。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の7ページをご覧ください。番号1番、貸主が信部内、〇〇〇〇さん、借主は同じく信部内の〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが信部内の267番ほか4筆、面積は95,201.30㎡であり、令和12年11月までの賃貸期間でしたが、賃借人の都合により合意解約となったものです。</p> <p>(別冊資料5ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。  日程第7、議案第3号を議題とします。事務局に議案を朗読説明させます。
事務局	議案書の8ページをご覧ください。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が6件、賃借権3件が提出されております。  内容の説明をしますので、議案書9ページをご覧ください。このページ1番から10ページ6番までは売買による所有権の移転です。  番号1番、所有権の移転をする者は、信部内、〇〇〇〇さん、所有権の移転を受ける者は、信部内、〇〇〇〇です。所有権移転に係る土地の所在は、信部内267番外5筆で面積合計は91,770.09㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和6年6月24日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年7月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,506千円です。 (別冊資料5ページにより位置説明)  番号2番、所有権の移転をする者は、栄町、〇〇〇〇さん、所有権の移転を受ける者は、緑町、〇〇〇〇です。所有権移転に係る土地の所在は、東43番1外17筆で面積合計は166,474㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利

用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和6年6月24日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年11月29日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、26,846千円です。

(別冊資料6、7ページにより位置説明)

番号3番、所有権の移転をする者は、遠軽町、〇〇〇〇さん、所有権の移転を受ける者は、緑町、〇〇〇〇です。所有権移転に係る土地の所在は、東598番2で面積合計は3,717㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和6年6月24日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年11月29日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、353千円です。

(別冊資料8ページにより位置説明)

番号4番、所有権の移転をする者は、芭露、〇〇〇〇さん、所有権の移転を受ける者は、芭露、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、芭露1524番外11筆で面積合計は69,852㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和6年6月24日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年11月29日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,732千円です。

(別冊資料9ページにより位置説明)

番号5番、所有権の移転をする者は、南兵村一区、〇〇〇〇さん、所有権の移転を受ける者は、南兵村一区、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村一区105番1で面積合計は3,400㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和6年6月24日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年8月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、782千円です。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号6番、所有権の移転をする者は、南兵村一区、〇〇〇〇さん、所有権の移転を受ける者は、南兵村一区、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村一区105番3で面積合計は2,379㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和6年6月24日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年8月

30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、547千円です。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして議案書の11ページをご覧ください。賃借権です。番号1番、利用権の設定をする者は、川西、〇〇〇〇さんで、利用権の設定を受ける者は、信部内、〇〇〇〇でございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西409番外1筆で合計面積は37,025㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑です。

利用権の期限ですが、本日、令和6年6月24日から令和15年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は129千円です。

(別冊資料12ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、計呂地、〇〇〇〇さんで、利用権の設定を受ける者は、計呂地、〇〇〇〇でございます。利用権設定に係る土地の所在は、計呂地57番の内、外4筆で合計面積は56,130㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑です。

利用権の期限でございますが、本日、令和6年6月24日から令和15年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は140千円です。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をする者は富美、〇〇〇〇で、利用権の設定を受ける者は、富美、〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、富美1361番2の内、外11筆で面積は28,616㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和6年5月21日から令和15年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は158千円でございます。

(別冊資料14, 15ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

これから議案第4号の議案について質疑を行います。先に9ページ2番、3番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、〇〇番、〇〇〇〇委員の退席をお願いします。

暫時休憩します。

	(〇〇〇〇委員退席)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから9ページ2番、3番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。〇〇番、〇〇〇〇委員の制限を解きます。 暫時休憩します。
	(〇〇〇〇委員入場)
事務局	休憩前に引き続き会議を開きます。 次に10ページ6番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、議長である私が退席しなければならないため、湧別町農業委員会会議規則第17条の規定により、会長職務代理者である24番松下委員に議長をお願いします。 暫時休憩します。
	(吉村会長退席)
松下委員	休憩前に引き続き会議を開きます。10ページ6番について質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
松下委員	質疑なしと認めます。これから10ページ6番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
松下委員	異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。吉村会長の制限を解きます。

暫時休憩します。

(吉村会長入場)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に議案第3号の残りの議案について、質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同

(なしとの声)

議 長

質疑なしと認めます。これから13ページ8番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご意義ありませんか。

委員一同

(異議なしとの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。

総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。  
これで令和6年第6回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 13時25分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員

